

名古屋市告示第123号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 3月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
さよこ歯科	名古屋市西区名駅二丁目28番16号	令和 7年 2月 1日
イオン薬局熱田店	名古屋市熱田区六野一丁目 2番11号	令和 7年 2月 5日

2 介護老人福祉施設

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームユー トピア第 2つくもユニッ	名古屋市守山区鼓が丘一丁目 115番 地	令和 7年 1月 7日

ト		
---	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課